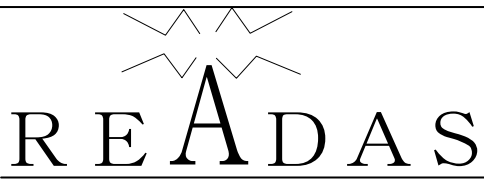


第 5093 号	 <b>READAS</b> リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 10月 23日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 平成 27 年度税制改正要望

**Q**：平成27年度の税制改正の要望が、各省庁から出されたそうですが、主なものには、どのようなものがありましたか？

**A**：次のようなものがありました。

### 【解説】

平成27年度の税制改正の要望が、各省庁から出されました。

主なものには、次のようなものがあります。

- ①法人実効税率の引下げ  
来年度から引下げを開始し、数年で20%台まで引き下げる。
- ②中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引下げ  
法人実効税率の引下げを踏まえつつ、引下げを目指す。
- ③事業承継に係る贈与税の納税猶予  
贈与税の納税猶予を受けている者が3代目に対して再贈与を行う場合の事業承継制度の拡充を図る。
- ④住宅資金贈与の非課税枠の拡大  
住宅取得等資金贈与の非課税枠を3,000万円まで拡充する。
- ⑤教育資金一括贈与の非課税特例の拡充  
制度の恒久化、非課税対象範囲の拡大、手続きの簡素化を行う。
- ⑥ジュニアNISAの創設  
ジュニアNISAの創設、NISAの年間投資上限額の引上げ、利便性の向上を行う
- ⑦死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ  
現行限度額に配偶者分500万円＋未成年者の被扶養法定相続人数×500万円を加算。

